

地上デジタル放送 受信対策支援

■相談コーナー設置

地上アナログ放送は7月24日(日)に終了予定です。地デジの準備がお済みでない方、地デジについてもっとお知りになりたい方は、ぜひご相談ください。

設置日時 6月27日(月)～8月25日(木) 午前9時～午後5時(金・土・日・祝日は除く)ただし7月24日(日)は開催しません。
設置場所 市役所1階 ロビー



■区域外(県外)放送の個別アンテナ受信の支援

国が指定した区域内で個別受信アンテナによる区域外の地上アナログ放送の受信実態があり、交付決定後にケーブルテレビへ加入手続きをする世帯に上限3万円を支援します。

問い合わせは デジサポート徳島
(☎0088-603-0200)へ

■地上デジタルチューナー支援

NHK放送受信料全額免除世帯(生活保護世帯等)及び市町村民税非課税世帯に簡易な地デジチューナーを無償で給付します。

問い合わせは 総務省地デジチューナー支援実施センター(☎0570-023724)へ

農業者年金に 加入しませんか

メリット

- ・少子・高齢化時代に強い積立方式の年金。
- ・終身年金で80歳までの保証付き。
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除。
- ・手厚い政策支援で保険料に国庫補助も。

加入条件は 次の①～③のすべてに該当する方。

- ①国民年金第1号被保険者。
- ②年間60日以上農業に従事している方。
- ③20歳以上60歳未満の方。

問い合わせは 農業委員会事務局(☎22-3790)または、最寄りの農協へ

農業者年金の現況届の提出は

6月1日(水)～30日(木)

被災による固定資産税の減免

自然災害等(風水害、地震災害、火災)により土地、家屋及び償却資産に一定以上の損害を受けた場合は、固定資産税の減免が適用される場合があります。なお、減免申請には、市税減免申請書及び損害の程度を証明する書類(写真等)が必要となります。

問い合わせは 税務課固定資産税係(☎22-1114)へ

消費者セミナーの開催(無料)

「必ずもうかる」と金融商品を勧められたことはありませんか。被害にあわないためにも、手口を知って、悪質商法から身を守りましょう。

日時 6月3日(金) 午後1時～2時
場所 ひまわり会館 ふれあいホール

演題 「悪質商法から身をまもろう。投資詐欺(利殖商法)について」

講師 弁護士法人リーガルアーク シスあなん共同法律事務所 弁護士 立石量彦さん

問い合わせは 市民生活課(☎22-11116)へ

6月1日～7日は「水道週間」です!

今年の水道週間のスローガンは、「蛇口から あふれるほくら」の 夢・未来 です。

水は、私たち人間はもちろんあらゆる生き物にとって欠かすことができません。大切な水も決して無限ではなく、今や限りある貴重な資源となっています。

水についての理解を深め、限りある水を暮らしに役立てるとともに、節水にも心掛けていきましょう。

水道の届け出と相談について

次のような場合には、すぐにお届けください。
新しく水道をお使いになるとき
引越しいいかれるとき

長い間、水道をお使いにならないとき
使用者の名義が変わるとき
その他変更があるとき

水道料金の納付は便利な口座振替をご利用ください。
(手続きは市内の金融機関でお願いします。)

問い合わせは 業務課(☎22-0587)へ

次のことに関する問い合わせは

使用量と検針及び水道料金は、業務課(☎22-0587)へ
給水装置の新設と変更工事及び市指定水道工事店、水道の故障、その他については、工務課(☎22-3295)へ

工務課給水係からのお願い

水道メーターまでの水道管の管理を充実し、修理や検針作業を速やかに行うため、宅地内で水道メーター等の移動を行う場合は、申請書を提出していただくことになっています。

今後、家の建て替えや庭の工事等で水道メーターや水道管を移動する場合は、市指定水道工事店を通じて申請書を提出してください。
問い合わせは 工務課(☎22-3295)へ

介護保険 負担限度額申請

介護保険施設の居住費・食費の負担額は（ショートステイを含む）世帯全員が市民税非課税の方については軽減されます。現在交付の認定証の有効期限は6月30日(木)までとなっています。

申請場所 介護保険課
問い合わせ先 介護保険課（☎22-1793）へ

A 老齢基礎年金を受けるためには、20歳から60歳になるまで公的年金に加入して、原則として最低25年間保険料を納めなければなりません（免除・納付猶予期間を含む）。

年金相談Q&A

Q もうすぐ60歳になります。が、老齢基礎年金を受けられる資格期間を満たしていません。どのようにすればよいのでしょうか。

あなたのように、受給資格期間の25年を満たしていない人や、25年以上あるが満額となる40年に満たず年金額を増やしたい人などが、60歳以上65歳までの間に任意加入することができます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた人については、70歳になるまでの間に年金の受給資格期間を満たすまで、特例的に任意加入することができます。手続きは、60歳に到達した日以降、任意加入の申出書と口座振替の申出書の両方の提出が必要です。

問い合わせ先 保険年金課（☎22-1118）へ

阿南警察署からのごお願い

警察官採用試験の実施について

徳島県警察では、平成23年度警察官B（男性及び女性）の採用募集に関して、7月1日(金)から試験案内申込書の配布を開始します。

採用募集の資格（受験資格）

は四年制大学を卒業した方または平成24年3月31日までに卒業する見込みの方以外の方で、採用試験は10月16日(日)に実施されます。くわしくはお問い合わせください。

問い合わせ先 阿南警察署（☎22-0110）へ

すべての住宅に 住宅用火災警報器を!!



お宅はついていますか？
自分の身は自分で守る！

問い合わせ先
消防本部予防課（☎22-3799）へ

あぶない!こんなに事故が

交通事故	件数	210件(830)
	死者	3人(4)
	負傷者	45人(155)
救急	件数	255件(1,030)
	搬送人員	244人(999)
火災	件数	3件(23)
	損害額	3千円(14,927千円)

●阿南署管内平成23年4月分合計 ()内は1月からの累計



「環境月間」は、市民や事業者の皆様が環境保全などについての関心と理解を深めていただき、積極的に環境保全や創造に関する活動意欲を高める目的で定められています。

環境問題を解決するためには、私たち一人一人が日々の生活を見直していかなければなりません。豊かな環境を未来に引き継ぐためにも、環境について考え、話し合い、自分たちができることから行動しましょう。

また、昨年度は、不法投棄や屋外での廃棄物等の焼却についての問い合わせが多く寄せられました。地域の環境を守るためには、みんなが協力しながら監視していくことも大切です。引き続きご協力ください。

問い合わせ先 環境保全課（☎22-3413）へ

浄化槽法定検査のお知らせ

浄化槽を設置されている方は、「1年に1回、浄化槽の水質に関する検査（法定検査）を受けなければならない」と浄化槽法に規定されており、業者の行う点検清掃とは別に受けなければなりません。

6月下旬から7月上旬にかけて、徳島県知事指定検査機関である(株)徳島県環境技術センターの職員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

期間 6月23日(木)～7月11日(月)

対象地域 阿南市全域

問い合わせ先 (株)徳島県環境技術センター（☎088-1636-11234）へ



法定検査は、
年1回の浄化槽の
健康診断です。

平成22年度阿南市中山間地域等直接支払事業の実施状況

平成22年度中山間地域等直接支払交付金の交付状況を中山間地域等直接支払交付金実施要領第12条の規定により公表します。

1 集落協定

(1)協定数 26協定 (2)対象面積 11,581 a (3)交付金額 20,143千円

集落名	対象面積 (a)	田			畑		交付金額 (千円)	主な共同取り組み活動の内容 (農業生産活動、生産性・収益の向上、担い手の定着等に関する事)
		急傾斜	小区画・ 不整形	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		
金石	167	19			148		168	水路・農道等の管理
水井	279	141			138		365	水路・農道等の管理
細野	470	312			158		670	水路・農道等の管理
成松	282	282					593	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
喜来	620	620					1,042	水路・農道等の管理、その他
中喜来	141	141					237	水路・農道等の管理、その他
元信	1,382	1,283		62	37		2,788	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
貞信	777	777					1,305	水路・農道等の管理
大根上	239	239					402	水路・農道等の管理
海老川	1,244	1,200		18	26		2,565	水路・農道等の管理、農作業の共同化、農業生産条件の強化、鳥獣害対策
秋山	135	92		20	23		238	水路・農道等の管理、サポート体制の維持
清貞	380	359			21		624	水路・農道等の管理
平川内	205	203			2		344	水路・農道等の管理
生谷	214	214					359	水路・農道等の管理
船頭ヶ谷	1,170	1,170					1,966	水路・農道等の管理、農作業の共同化、鳥獣害対策、非対象農家との連携
八原毛	540	540					1,135	水路・農道等の管理、協定農用地の拡大、農作業の共同化、新規就農者の確保、サポート体制の維持
香	236	236					398	水路・農道等の管理、農作業の共同化
平松・高瀬	180	180					302	水路・農道等の管理
働々	814	775		39			1,327	水路・農道等の管理、農作業の共同化
尻杭	333	248		85			472	水路・農道等の管理
長谷川	180	180					303	水路・農道等の管理
長谷川東	111	111					187	水路・農道等の管理
辺川	648	545			103		1,011	水路・農道等の管理、鳥獣害対策、水源地の保全
貝谷	356	347			9		593	水路・農道等の管理
赤崎	194	74			120		236	水路・農道等の管理
壱升ヶ森	284	219		65			513	水路・農道等の管理、サポート体制の維持、非農家の農業労働力支援

※面積は1 a未満切り捨て、交付金額は千円未満切り捨ててあります。

2 個別協定

(1)協定数 2協定 (2)対象面積 49 a (3)交付金額 102千円

◆中山間地域等直接支払事業とは、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進することを条件に、農地の生産条件、耕作面積に応じた額を受け取ることができる制度です。

問い合わせは 農林水産課 (☎22-1598) へ